

高知県農業技術センター果樹試験場公的研究費の不正防止計画

平成20年 5月15日（制定）

平成25年 4月 1日（改正）

令和 2年11月26日（改正）

令和 3年 8月12日（改正）

高知県農業技術センター果樹試験場

この計画は、「高知県農業技術センター果樹試験場における公的研究費の管理・監査に関する基本方針」の実施に関し必要な事項を定める。

1 機関内の責任体系の明確化について

① 機関内の責任体系

- ・最高管理責任者は、高知県農業技術センター果樹試験場長とする。
最高管理責任者は、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
- ・統括管理責任者は、高知県農業技術センター果樹試験場次長とする。
統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ。
- ・コンプライアンス推進責任者は、高知県農業技術センター果樹試験場チーフ（栽培育種担当）とする。
コンプライアンス推進責任者は、場における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

② 機関内の責任体系の公開

- ・高知県農業技術センター果樹試験場のホームページに公開する。
(<http://www.nogyo.tosa.pref.kochi.lg.jp/info/dtl.php?ID=1939>)

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について

① 研究費の事務処理

- ・地方自治法、高知県旅費に関する条例、高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領に基づき処理する。

② 研究費の事務処理手続きに関する相談受付窓口

- ・高知県農業技術センター果樹試験場主任（総括）を充てる。

③ 職員の意識向上

- ・ 統括管理責任者は機関の全職員を対象に公的研究費に関する研修会又は説明会を実施しする。
- ・ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書の提出を求める。誓約書を提出しない者は、競争的資金等の申請・運営・管理に関わることはできない。
- ・ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止の実施について

① 防止計画推進部署

- ・ 不正防止計画推進担当者は、高知県農業技術センター果樹試験場チーフ（研究企画担当）を充てる。

②不正取引に関与した業者への対応について

- ・ 高知県物品購入等関係指名停止要領による。

4 研究費の適正な運営・管理活動について

① 発注・検収業務における当事者以外の者によるチェック

- ・ 高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領による。

5 情報の伝達を確保する体制の確立について

① 研究費の使用ルール等に関する相談受付窓口

- ・ 高知県農業技術センター果樹試験場主任（総括）を充てる。

② 通報（告発）の受付窓口

- ・ 高知県農業技術センター果樹試験場次長を充てる。

6 モニタリングの在り方について

① 機関全体のモニタリング及び監査制度

- ・ コンプライアンス推進責任者は所管する研究課題の内部監査を実施する。
- ・ 高知県監査委員監査及び高知県会計検査による。